

大規模商業施設等における「入場者の整理等」
に関する質問と回答
【随時更新】

まん延防止等重点措置期間のうち要請期間：8/20(金)～9/12(日)

対象地域（12市町村）8/20（金）
名古屋市、春日井市、江南市、大府市、尾張旭市、日進市、清須市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、飛島村

対象地域（39市町）8/21（土）から
名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、刈谷市、豊田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町、東栄町

2021年8月18日(水)に記者発表しました「大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等における入場者の整理等について」に係る質問と回答を以下にまとめましたので、参考にしてください。

Q1 入場者の整理等が要請される大規模商業施設は、「大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など」とされていますが、「など」には、どのような施設があたりますか。

A1 内閣官房に確認したところ、1,000㎡以上のホームセンターなどが考えられるとのことです。

Q2 ショッピングセンターにスーパーマーケットは含まれますか。

A2 国の事務連絡によると含まれません。

Q3 大規模商業施設に大型の映画館は含まれますか。

A3 国の事務連絡によると、映画館は、劇場や観覧場に分類され、大規模商業施設には含まれておりません。

Q4 百貨店の地下の食品売り場等の「等」とは何が該当しますか。

A4 内閣官房に確認したところ、百貨店の地下にある食品売り場以外の生活必需物資売り場、例えば、医薬品売り場などが考えられるとのこと。

Q5 これまで県から示されていた「入場者の整理等」と今回の「入場者の整理等」の違いは何ですか。

A5 今回の「入場者の整理等」は、これまでの「入場者が密集しないよう整理・誘導する等」の措置に加え、「施設の入場者の人数管理・人数制限等」の措置を併せて実施していただくことになりました。

Q6 「入場者が密集しないよう整理・誘導する等」の措置とは、具体的にはどのようなことを行えばいいですか。

A6 警備員などを配置し、来場者を整理するとともに、混雑する場合は、間隔を空けて列に並んでもらうなどの対応をお願いします。

Q7 文書に「入場者が密集しないよう」とありますが、密集の基準はありますか。

A7 内閣官房に確認したところ、各施設によって、商品の配置や人の導線が異なるため、基準は設けられておりません。

各施設、各売り場において、人と人と距離（最低でも1m）が保てるよう務めてください。

Q8 要請に従わなかった場合、命令や過料の対象となりますか。

A8 今回、大規模商業施設に要請しております「入場者の整理等」については、特措法第31条の6第1項に基づいておりますが、内閣官房に確認したところ、命令や過料は想定していないとのこと。

また、百貨店の地下の食品売り場等をお願いしております「入場者の整理等」については、特措法第24条第9項に基づく協力要請のため、命令・過料の対象とはなりません。

Q9 要請に従えば協力金の対象になりますか。

A9 「入場者の整理等」の要請に従うのみでは対象となりません。1,000㎡を超える大規模施設に対する協力金は、営業時間短縮要請（20時まで）に応じた場合に交付します。

Q10 時短要請には応じますが、準備等があり、すぐに「入場者の整理等」の措置をとることができません。この日を除けば、協力金は交付されますか。

A10 現在の感染拡大の状況を踏まえ、できるだけ速やかに「入場者の整理等」にご協力をお願いします。なお、協力金は時短の要請に協力いただいた日ごとに交付します。